

平成26年度第1回長久手市都市計画審議会 議事録

議 事

1 開会

事務局（加藤開発調整監）

ただ今から、平成26年度第1回長久手市都市計画審議会を開催します。私は、本日、司会を担当させていただきます建設部開発調整監の加藤でございます。よろしくお願ひします。

2 あいさつ

事務局（加藤開発調整監）

開会に先立ちまして、建設部長の浅井よりご挨拶申し上げます。

【建設部長あいさつ】

事務局（加藤開発調整監）

まず、はじめにお手元の資料を確認させていただきます。本日の次第、長久手市都市計画審議会委員の名簿、平成26年度第1回長久手市都市計画審議会議案書、A3サイズの参考資料、以上になりますが、お揃いでどうか。資料の不足、不備がありましたら、係の者が伺いますので、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の皆様の紹介をさせていただきます。学識経験を有する方として、4名の委員をお願いしております。まず、水津功委員でございます。現在、愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸科デザイン科の教授でいらっしゃいます。都市景観がご専門でございます。続きまして、瀬口哲夫委員でございます。名古屋市立大学の名誉教授でいらっしゃいます。都市計画、地域計画がご専門でございます。続きまして、藤田素弘委員でございます。現在、名古屋工業大学大学院創成シミュレーション工学専攻の教授でいらっしゃいます。交通工学がご専門でございます。続きまして、宮崎幸恵委員でございます。現在、東海学園大学教育学部の教授でいらっしゃいます。都市計画がご専門でございます。

続きまして、議会の委員として、長久手市議会から4名の委員をお願いしております。始めに、長久手市議会議員の青山直道委員でございます。浅井たつお委員でございます。佐野尚人委員でございます。原田秀俊委員でございます。

最後に、市民として、2名の委員をお願いしております。まず、井藤繁之委員でございます。現在、自治会連合会・区長会の会長を務められています。近

藤銳雄委員でございます。あいち尾東農協組合長久手事業本部長久手地域総括理事でございます。

以上が、長久手市都市計画審議会委員の皆さまです。なお、藤田素弘委員、井藤繁之委員は、今回、新たに委員にご就任いただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

事務局（加藤開発調整監）

続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

建設部長の浅井でございます。建設部次長の川本でございます。都市計画課長の水野でございます。同課長補佐の磯村でございます。都市計画の担当者の平岡でございます。建設部開発調整監の加藤でございます。

なお、本日の会議は、委員10名中、2分の1以上の10名の委員の皆様方にご出席をいたしております、長久手市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第6条第2項により、成立いたします。

3 会長選出

事務局（加藤開発調整監）

今回は、第1回目の審議会でありますので、まずは会長を選出いただきたいと存じます。選出につきましては、条例第5条第1項で、「学識経験を有する委員の中から選挙により定める。」となっています。また、長久手市都市計画審議会運営規則第2条第1項で、その方法として原則無記名投票となっていますが、異議のない場合は、同運営規則第2条第3項で、指名推薦の方法を用いることができる定めており、指名推薦でよろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございました。それでは、指名推薦の方法とさせていただきます。どなたか推薦する方はいらっしゃいますか。

藤田素弘委員

瀬口委員がよいかと思います。

事務局（加藤開発調整監）

藤田委員から瀬口委員の推薦がありました。他にございますか。他にないようですので、瀬口委員を会長に選出することにご異議ありませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。それでは、瀬口委員、会長席に移動してください。ここで、ただいま選出されました瀬口会長からご挨拶をお願いします。

【瀬口哲夫会長あいさつ】

事務局（加藤開発調整監）

ありがとうございました。条例第5条第3項に「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。」とありますので、会長職務代理の選出を会長から指名いただきますようお願いします。

瀬口哲夫会長

藤田委員を指名いたします。

事務局（加藤開発調整監）

会長よりご指名がありましたので、藤田委員に会長職務代理をお願いします。

事務局（加藤開発調整監）

審議会の議長は、長久手市都市計画審議会運営規則第4条により会長が務めることになっておりますので、議事の進行をよろしくお願いします。

4 議案審議

(1) 第1号議案について

瀬口哲夫議長

円滑な審議、進行にご協力を賜りますようお願いします。長久手市都市計画審議会運営規則第7条第1項により、本日の審議会の議事録の署名者2名を指名します。市議会議員の佐野尚人委員と原田秀俊委員にお願いします。

本日の審議会の傍聴者については、1名の方の傍聴の申し込みがありました。それでは、審議に入りたいと思います。

本日は、2つの議案について審議いただく予定です。第1号議案では、「都市計画公園に、長久手中央地区の公園2箇所を追加する案件」について、ご審議いただき、次に、第2号議案では、「長湫南部土地区画整理事業の換地処分に伴い、都市計画長久手公共下水道の位置を変更する案件」についてご審議いただきます。

それでは、第1号議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局（平岡専門員）

本日の議案について、ご説明させていただきます、都市計画課の平岡でございます。よろしくお願ひいたします。

第1号議案「名古屋都市計画公園の変更について」は、長久手市が決定する都市計画でございます。議案書は、1ページから10ページまでございます。本案件は、都市計画公園の適正な配置を図るため、長久手中央土地区画整理事業により確保された用地2箇所を、街区公園として追加し、地域住民の利用に

供するものです。

まずは、該当する2箇所の公園の位置について説明させていただきます。議案書の7ページをご覧ください。市役所から南へ約1kmに位置する長久手中央土地区画整理事業の区域内に計画しております。長久手中央1号公園は、区画整理事業区域内の北部に位置しております。長久手中央2号公園は、リニモ長久手古戦場駅の駅前広場北側隣接地に位置しております。

続きまして、本都市計画に係わる上位計画について、ご説明いたします。愛知県が定める、名古屋市とその近郊エリアの都市の将来像を描いた「名古屋都市計画区域マスタープラン」、長久手市の行政指針である「長久手市第5次総合計画」、長久手市の都市の将来像を描いた「長久手市都市計画マスタープラン」、「緑」に係わる施策を総合化した「長久手市緑の基本計画」があります。これらの上位計画の中で、「リニモを軸とした都市づくりを進めていくうえで、リニモ駅を都市の拠点として位置づけ、緑化の充実や環境との調和を図りながら市街地空間を形成していく。」とされております。

次に、議案書の8ページをご覧ください。長久手中央1号公園の計画図でございます。面積は、約0.18haでございます。第5次長久手市総合計画において、「身近な公園や緑地で子どもから高齢者までだれもが憩い楽しみ、自然が感じられるまちを目指します。」とされており、これを実現するために、長久手中央1号公園は、新旧住民や多様な世代が交流する場になるよう整備を行っていきます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。長久手中央2号公園の計画図でございます。面積は、約0.20haでございます。長久手市緑の基本計画において、「リニモを軸として集約型の都市構造を実現するために、長久手古戦場駅周辺において新たなシンボル・コアとして、多くの人が集まる拠点形成を図る。」とされており、これを実現するために、長久手中央2号公園は、長久手古戦場駅前の複合施設に隣接する立地条件を活用し、コンサートやイベント、オープンカフェなどに活用され、訪れる人々にとって、「集い」、「憩い」、「語らい」の場になるよう整備を行っていきます。

なお、本案件について、都市計画法17条の規定に基づき、平成26年5月14日から5月28日までの2週間、一般の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

第1議案についての説明は以上でございます。それでは、ご審議をお願いいたします。

瀬口哲夫議長

それでは、第1号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願ひします。

藤田素弘委員

長久手市緑の基本計画には、緑化率等の数値目標は定めているのか。

事務局（水野都市計画課長）

緑化率の具体的な数値目標は定めていない。なお、長久手中央地区においては、開発区域全体の3%以上の公園面積を確保している。

瀬口哲夫議長

都市公園法には、市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は5m²以上と規定されていたと思うが、長久手市の整備目標はあるのか。

事務局（水野都市計画課長）

例えば、市街化区域においては、緑の基本計画の中で、平成21年時点では、住民一人当たりの都市公園の敷地面積は6.9m²あったが、平成30年にはそれを7.3m²まで上げることを目標としている。

浅井たつお委員

今後、長久手中央3号・4号公園の整備も計画されていると思うが、配置位置について、何か配慮しているのか。

事務局（水野都市計画課長）

公園の位置については、街区公園の誘致距離250m以内の基準に基づき決定している。長久手中央土地区画整理事業地内においては、全部で4箇所の街区公園を計画している。1号公園は土地区画整理事業地の北部に、2号公園は中央部に、3号公園は東部に、4号公園は南部に配置する計画である。

浅井たつお委員

3号・4号公園は、土地区画整理事業地内の端に配置されているが、住民のためには、住宅の中心部に公園を配置した方が良いと思うが、どうだろうか。

事務局（水野都市計画課長）

土地区画整理事業内の端の方の配置になるが、瀬戸大府東海線やグリーンロードなどの幹線道路によって分けられる街区にバランスを考慮して設置している。

宮崎幸恵委員

公園の整備も重要であるが、公園を整備後に落ち葉やゴミの管理はどのよう

にする予定なのか。また、現在、行われている取り組みはあるのか。

事務局（水野都市計画課長）

公園の管理は、基本的に指定管理で行っているが、愛護会や地域の住民の方が、月1回程度の清掃を行っていただいている公園もある。しかし、全ての公園に愛護会があるわけがないため、今後、周辺住民に公園の管理の協力を呼びかけていきたい。また、落ち葉を堆肥として使用する取組を行っている公園もあり、そのような例を市全体に広げていきたい。

瀬口哲夫議長

現在、愛護会のある公園の割合はどれくらいあるのか。

事務局（水野都市計画課長）

正確な数値ではないが、全体の約3／4くらいと思われる。

原田秀俊委員

公園の宅盤は、通常、道路よりも1.5m以上高く造成していたと思うが、1号・2号公園はどのような計画なのか。また、最近、後山公園の木が剪定されてしまい、不恰好である。せっかく大きくなつた木を極度な剪定をするのは好ましくないと考える。今後、どのような方針で管理を行っていく予定なのか。

事務局（水野都市計画課長）

1号公園と2号公園の形状については、西側に隣接する歩行者専用道路と一体利用できるように、公園と歩行者専用道路の高さをフラットにする予定である。樹木の管理については、担当課に伝えておく。基本的には、木は極度な剪定をしないようにしていきたいが、管理上やむを得ず剪定する場合もある。

宮崎幸恵委員

街路樹を植栽した場合、樹木が大きくなり過ぎるなどの維持管理上の問題が発生する可能性がある。そのような問題についてどのような対策を講じる予定なのか。樹種はどのようなものを予定しているのか。

事務局（水野都市計画課長）

維持管理については、今後、対策を検討していく。緑道には、かえで道にして全体で四季を感じられるようにする計画である。

藤田素弘委員

現在、予定している樹種は大木になるのか。

事務局（水野都市計画課長）

大木になる可能性もあるが、安全性や景観を考慮しながらしっかりと管理していきたい。

瀬口哲夫議長

樹木の根が浮いてくると道が凸凹になり、歩行者が通行する際、危険である。植樹をする際に何か対策を講じてほしい。

事務局（水野都市計画課長）

了解した。

浅井たつお委員

横浜市のいたち川には、愛護会が16団体もある。住民の協力もあり、地域の人達が憩い集える場所になってきている。長久手市も公園などを整備する際は、場所、面積だけではなく、どうしたら地域の人達に楽しんでもらえるか、憩い集える場所になるのか、ビジョンを持って公共施設を設計してほしい。

事務局（水野都市計画課長）

了解した。

瀬口哲夫議長

現在、長久手市の緑道に愛護会はあるのか。

事務局（水野都市計画課長）

現在、緑道に愛護会はない。

浅井たつお委員

菅池は、どのような形態で整備される予定なのか。

事務局（水野都市計画課長）

菅池は宅地になる予定である。詳細は、決まっていないが、池は無くなる予定である。

藤田素弘委員

2号公園は、計画図を見る限り他の公園より緑が少ないよう感じたが、どうだろうか。

事務局（水野都市計画課長）

2号公園は、長久手古戦場駅前の複合施設に隣接する立地条件を活かし、コンサートやイベント、オープンカフェなどに活用され、訪れる人々にとって「集い」、「憩い」、「語らい」の場になるよう整備を行う予定である。そのため、緑が少なくなってしまうが、西側の歩行者専用道路との一体整備により緑量を確保していきたい。

瀬口哲夫議長

他にはよろしいでしょうか。それでは、他にご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。第1号議案につきまして、原案どおり可決

してご異議ありませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。

異議ないものと認めます。第1号議案につきまして、原案のとおり可決いたしました。出席委員9名中9名の方が賛成されましたので、原案のとおり可決されました。

(2) 第2号議案について

瀬口哲夫議長

続きまして、第2号議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局（平岡専門員）

第2号議案「名古屋都市計画下水道の変更について」は、長久手市が決定する都市計画でございます。議案書は、11ページから14ページまでございます。本案件は、平成25年10月11日に、長湫南部土地区画整理事業の換地処分公告が行われたことにより、計画書内の位置の欄の地名を変更するものでございます。本案件は、都市計画の手続きは、都市計画法第21条第2項の規定により、縦覧などが不要である軽易な変更手続きとなります。

お手元のA3サイズの参考資料の1ページをご覧ください。議案書のうち変更箇所が分かるように新旧対象表としてまとめたものでございます。左側が新的計画書を、右側が旧の計画書を示しており、変更後を赤文字、変更前を青文字で表示しております。

それでは、4. その他の施設にある「長久手南部浄化センターの位置図の欄」をご覧ください。「上井堀及び卯塚地内」から換地後の住所である「卯塚1丁目地内」に変更されております。

なお、長久手南部浄化センターの位置でございますが、参考資料の2ページをご覧ください。長久手南部浄化センターは、長湫南部土地区画整理区域内の北部の東名高速道路沿いにございます。

第2号議案の説明は以上でございます。それでは、ご審議をお願いいたします。

瀬口哲夫議長

それでは、第2号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。第2号議案につきまして、原案どおり可決してご異議ありませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。

異議ないものと認めます。第2号議案につきまして、原案のとおり可決いたしました。出席委員9名中9名の方が賛成されましたので、原案のとおり可決されました。

瀬口哲夫議長

以上で、本日の審議事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

5 閉会

事務局（加藤開発調整監）

ありがとうございました。本日の議案は、以上でございます。本日、審議していただいた議案につきましては、市長に答申させていただきます。

第1号議案につきましては、この後、愛知県知事に対して協議を行う予定です。

以上で、平成26年度第1回長久手市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。